

令和2年4月10日

緊急事態宣言発令後の健診業務について

平素は当クリニックをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止による緊急事態宣言発令により健診業務を休止せざるを得ない場合は以下の通りの対応を取らせていただきます。

**【業務休止期間中に受診の予定・予約・変更をご希望の方】**

休止期間終了後に再度ご予約をお願いいたします。

**【健診結果をお待ちの方】**

休止期間終了後に発送いたしますが、事務作業の遅延や郵便局・配送会社の業務停止または大幅な停滞が予想されますので、ご了承お願い申し上げます。

ご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力のほど何卒お願い申し上げます。